

議案第10号

つくばみらい市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市税条例等の一部を改正する条例（平成29年つくばみらい市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中つくばみらい市税条例第34条の4の改正規定中「100分の6」を「100分の8.4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

法人市民税の法人税割の税率を標準税率の6%と定めているが、制限税率である8.4%へ引上げることにより財源の確保を図ることを目的とし、つくばみらい市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市税条例等の一部を改正する条例(平成29年つくばみらい市条例第8号)新旧対照表

改正案	現行
第1条 つくばみらい市税条例(平成18年つくばみらい市条例第41号)の一部を次のように改正する。 第34条の4中「100分の9.7」を「 <u>100分の8.4</u> 」に改める。	第1条 つくばみらい市税条例(平成18年つくばみらい市条例第41号)の一部を次のように改正する。 第34条の4中「100分の9.7」を「 <u>100分の6</u> 」に改める。